

2026 年 10 月 20 日

No. ACL_004

中国における独占的協定の個人責任強化 — 最新の指針案から見る在中日系企業の留意点

執筆者：弁護士 花田さおり／中華人民共和国弁護士* 徐楊

*但し、日本における外国法事務弁護士の登録はない。

1 はじめに

「中華人民共和国独占禁止法」（以下「独占禁止法」という。）は、独占的協定を禁止している。2022 年 8 月 1 日施行の改正独占禁止法により、独占的協定に関与した役職員個人に対する行政上の制裁金が導入されていたが、2025 年の医薬品分野の事件で個人に対する行政上の制裁金が実際に課された。中国では、独占的協定に関与した役職員個人に対する責任追及が現実の経営リスクとなっている。

さらに、中国国家市場監督管理総局（以下「SAMR」という。）が、2026 年 8 月 27 日、「独占的協定における個人責任の適用に関するガイドライン（指針案）」（以下「指針案」という。）を公表し、同年 9 月 10 日まで意見を募集した¹。指針案は個人責任を新設するものではなく、改正独占禁止法の定める個人に対する行政上の制裁金の対象者、責任認定、処分の裁量及びリニエンスの運用を具体化するものである。正式版はまだ公表されておらず、公表後その内容を改めて確認する必要がある。

¹ SAMR による意見募集稿の公表及び起草説明

(https://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/art/2026/art_a3d97f2706b145b589359fc85380584c.html、2026 年 8 月 27 日公表)

2 個人責任の法的性質と執行事例

独占禁止法第 56 条は、独占的協定の成立について個人責任を負う事業者の法定代表者、主要責任者及び直接責任者に対し、事業者への処分とは別に 100 万元（約 2,400 万円）以下の制裁金を科すことができると定める。また、この規定は独占的協定に対する個人責任であり、市場支配的地位の濫用や企業結合届出の懈怠を含む独占禁止法違反全般に一律に適用されるものではない。

ここでいう制裁金は、中国の執行当局が科す行政上の金銭的制裁であり、日本の独占禁止法上の個人の刑事責任とは、法的性質が異なる。独占禁止法第 56 条自体は拘禁刑等の自由刑を設けていない²。

個人責任の対象は、競合他社との価格協定や市場分割等の水平的な独占的協定に限定されない。違法な再販売価格の拘束等の垂直的な独占的協定や、他の事業者による独占的協定の成立を組織し、又は実質的に援助する行為も、法令上の要件を満たす場合には検討対象となる。外国籍のみを理由とする適用除外も定められていない。

2025 年 3 月、上海市市場监督管理局は、X 社ら 3 社による注射剤の価格協定・市場分割事件で、直接責任者として、関係企業間の協議や協定の実施を推進した事業部のジェネラルマネージャーに 50 万元（約 1,200 万円）の制裁金を科した³。また、同年 6 月の SAMR の公表によれば、天津市のデキサメタゾンリン酸ナトリウム原薬事件では、主要責任者として、4 社の責任者（法定代表人、代表取締役又はジェネラルマネージャー）4 名にそれぞれ 60 万元（約 1,440 万円）の制裁金が科された⁴。これらの事例は、個人責任が法定代表者に限られず、協定を実質的に推進する事業部門の責任者にも及び得ることを示している。

天津事件では、協定を組織した別の自然人に 500 万元の制裁金も科されているが、これは当該自然人自身が「事業者」として処分されたものであり、企業の責任者として受ける個人制裁金とは根拠が異なる。他方、第 56 条の 100 万元も絶対的な上限ではない。独占禁止法第 63 条は、情状が

² ただし、中国でも入札談合等が刑法上の別の犯罪を構成する場合には、刑事責任が問題となり得る。例えば、入札談合罪では、情状が重大である場合、3 年以下の有期徒刑又は拘役という自由刑に処し、罰金を併科又は単科することがある（刑法第 223 条）。改正独占禁止法第 67 条も、犯罪を構成する場合の刑事責任を留保しており、「行政上の個人責任である」ことを「関連行為に刑事リスクがない」と同視すべきではない。

³ 上海市市場监督管理局行政処罰決定書

（https://www.samr.gov.cn/fldes/tzgg/xzcf/art/2025/art_97e096a939ef401f9d0e01bb95dc4759.html、2025 年 3 月 19 日）

⁴ SAMR による天津市デキサメタゾンリン酸ナトリウム原薬事件の公表（2025 年 6 月 13 日）及び天津市市場監督管理委員会行政処罰決定書。（https://www.samr.gov.cn/zw/xzcfjd/art/2025/art_01f9df9e5fa84fca8a003babf7c990a8.html、2025 年 6 月 13 日）

特に重大で、影響が特に悪質であり、かつ特に重大な結果を生じさせた場合、SAMR が所定の制裁金額の 2 倍以上 5 倍以下で具体的な金額を決定できると定めており、指針案もこれを個人責任に適用する考え方を示している。

3 指針案が示す個人責任の判断枠組み

(1) 肩書よりも、独占的協定の成立における実際の役割を重視する。

指針案第 4 条は、協定を組織・主導し、その意思決定や指揮を行うこと、又は協定の成立を指示・承認・容認すること等を、責任を認定する際の重要な事情としている。「主要責任者」には、支配株主、実質的支配者のほか、経営上の意思決定権を有する高級管理人員も含まれ得る⁵。中国法人と海外本社に承認権限が分かれる場合も、独占的協定の成立への具体的な関与を判断するため、実際の指示・承認の経緯を確認しておくことが望ましい。

(2) 法定代表者や主要責任者の不作為も問題となり得る。

指針案第 4 条第 3 項は、「法的代表者」「主要責任者」「直接責任者」が、職責の範囲内で回避すべきであり、かつ回避可能であった独占的協定について、著しい不注意又は職務怠慢により必要な注意義務を履行しなかった場合に責任を負う可能性があることを定める。ただし、「直接責任者」については、協定の企画、発案、推進又は監督等により重要な役割又は実質的な役割を果たす者を念頭に置き、上司の指示又は命令に基づく参加であることを本人が証明できる場合は、一般に直接責任者として追及しないとする（同第 5 条）。但し、「上司の命令に従った」と述べれば一律に免責されるわけでもなく、本人の権限、認識及び具体的な行動を確認する必要がある。

(3) 責任を追及すべき場面と処分の裁量を整理する。

指針案第 6 条は、第 4 条又は第 5 条の要件を満たす個人について、重大な競争、消費者利益等の侵害、全国的な重大な影響、又は重点分野で国の利益を害する場合には責任を追及すべきものとし、その他の場合は個別事情に応じて判断するとする。他者を教唆・強要して参加させることや、協定からの離脱を妨げることは重い処分につながり得る一方、積極的な調査協力や自主的な被害結果の除去は軽減事情となり得る（同第 8 条、第 10 条）。さらに、行政処分の時効を過ぎた場合を除き、離職等を理由に責任が免除されるものではない（第 13 条）。在中日系企業では、駐在員の帰任や担当者の交代後も、在任中の判断と対応を説明できる記録を確保しておくことが重要である。

⁵ 指針案第 3 条第 1 項、第 4 条及び SAMR の公表説明（2026 年 8 月 27 日）。

4 企業と個人のリエンシーの調整

個人に対するリエンシーは、既に現行制度に含まれている。2026年2月1日施行の改正「独占的協定禁止規定」により、責任を負う個人が自主的に当局へ報告し、重要な証拠を提出した場合には、50%の減額又は処分の免除を受けられる可能性がある⁶。指針案第11条は、個人が企業と併せて申請する場合と単独で申請する場合を具体化し、調査開始前の申請については個人への処分を免除し得るとするが、申請すれば必ず免責されるものではない。

さらに、指針案第11条では、企業が申請した場合でも、個人が調査を拒否・妨害せず、本人の関与の説明や当局が把握していない重要な証拠を提出すること等が求められ、企業と個人の減免はそれぞれ判断される。天津事件においても、企業への制裁金が減額されても、責任者個人には別途制裁金が科された。企業の申請が関係役職員全員を自動的に保護するとの理解は避ける必要がある。

5 終わりに

中国の独占的協定に対する個人責任は、現行法に基づく執行が既に始まっており、指針案はその判断枠組みをさらに明確にしようとするものである。企業及びその役職員は、独占的協定の防止に取り組むべきことはもちろんであるが、万一独占的協定の疑いが生じた場合は、独占的協定の成立への役職員の実際の関与、監督・注意義務及び企業と個人の申請戦略を検討する必要があると考えられる。

在中日系企業は、正式な指針の公表を待たずに、中国子会社と海外本社の意思決定・承認体制や、競合他社との接触、販売代理店等を介した協調のリスクを点検することが望ましい。最終的な指針と今後の執行事例を注視しつつ、役職員個人の責任も意識したコンプライアンス対応を進めることが重要である。

⁶ 「独占的協定禁止規定」第39条、第49条

(https://www.samr.gov.cn/zw/zfxqgk/fdzdgknr/fgs/art/2025/art_b480022de6d1440482d50319118efb66.html、2023年4月15日施行、2025年12月9日改正、2026年2月1日施行)

執筆者

弁護士 花田さおり（パートナー、第二東京弁護士会）

Email: saori.hanada@apl原因.jp

弁護士 徐楊*（アソシエイト、上海市弁護士会）

Email: yang.xu@apl原因.jp

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 競争法プラクティスチーム

Email: cp原因_competition@apl原因.jp

*但し、日本における外国法事務弁護士の登録はない。

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

東京オフィス | Tokyo Head Office

〒100-0011 東京都千代田区
内幸町 2-2-2
富国生命ビル（総合受付：16F）



大阪提携オフィス |

Osaka Affiliate Office

（A&S 大阪法律事務所）
〒530-0005 大阪府大阪市北区
中之島 2-3-18
中之島フェスティバルタワー16階

福岡提携オフィス |

Fukuoka Affiliate Office

（A&S 福岡法律事務所）
〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神
2丁目 12-1 天神ビル 10階



ニューヨーク提携オフィス | New York Affiliate Office

1120 Avenue of the Americas,
4th Floor
New York, New York 10036



ロンドンオフィス | London Office

85 Gresham Street,
London EC2V 7NQ, United Kingdom



フランクフルト提携オフィス | Frankfurt Affiliate Office

Barckhausstraße 1 (8th Floor), 60325
Frankfurt am Main, Germany



ブリュッセルオフィス | Brussels Office

CBR Building, Chaussée de la Hulpe
185, 1170, Brussels, Belgium



ホーチミンオフィス | Ho Chi Minh Office

10F, The NEXUS building, 3A-3B Ton
Duc Thang Street, Sai Gon Ward, Ho
Chi Minh City, Vietnam

